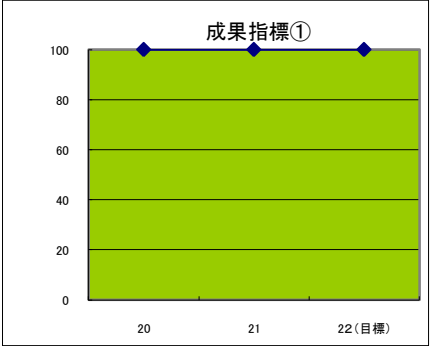
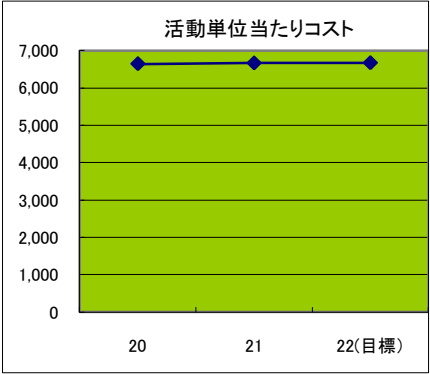


事務事業名	児童手当事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	3	次代を担う子どもを育むまち	款	3	民生費
	施策(節)	1	子育て支援	項	2	児童福祉費
	施策の方向	(1)	子育て家庭への支援の充実	目	3	児童手当費
				事業	1	児童手当
関連する計画等			作成部署	保健福祉部子育て支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を) 小学校修了前の児童を養育し、所得が一定未満の人 意図(どういう状態にしたいのか) 児童のいる家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成及び資質の向上を支援する		連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1222		
事業の内容	3歳未満の児童(一律) 月額10,000円 3歳以上の第1子・2子 月額5,000円 第3子以降 月額10,000円を支給。 支給月は原則として、2月・6月・10月に前月分までを支給。					
根拠法令等	児童手当法					
事業開始時期	☒ 昭和 47 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度	平成 22 年度		
事業開始時からの状況変化	法改正により、支給対象年齢の延長や所得制限額の緩和などが行われている。 平成22年度からは、子ども手当に制度変更。(ただし、2年間は申請権存在)					
市民や議会の要望						
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容			

区 分		20年度	21年度	22年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		950,035	940,220	165,195
人件費【2】 (千円)		13,050	13,050	1,665
職員数	正規職員	1.50 人	1.50 人	0.15 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	1.00 人	1.00 人	0.30 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		963,085	953,270	166,860
財源内訳	国費 (千円)	419,766	414,200	73,190
	府費 (千円)	264,975	262,732	46,001
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	278,344	276,338	47,669
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		20年度	21年度	22年度(目標)
① 児童手当受給児童数(延べ)	人	144,977	143,061	25,020
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		6,643 円	6,663 円	6,669 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		8,048 円	8,016 円	1,403 円



成果指標	指標名		単位	指標設定の考え方	平成20年度		平成21年度	平成22年度
	①	受給率	%	申請者のうち受給資格のあるものに対する受給者の割合	目標	100	100	達成率(%)
		(式) 受給者数÷申請者のうち受給資格のある人×100			実績	100	100	100.0%
	②	(式)			目標			達成率(%)

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	児童手当法により、事業を行う必要がある。
○											

分析・評価

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	児童手当法に基づき行う事業である。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
	社会情勢の変化に対応している	☐	☐	☒	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
	国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
	緊急性が認められる	☐	☐	☒	
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	児童手当の申請や諸届の処理等、効率よく行っている。
	受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	児童手当を支給することにより、生活の安定に寄与している。
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
	市民の視点にたつてサービスが提供されている	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	制度の内容等をPRしている。
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	受給資格のある申請者に、適正に支給できている。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☒ 完了	
	評価の理由	
	生活の安定に寄与し、成果があった。 平成22年度からは児童手当に代わって子ども手当制度が始まり、児童手当は2年間の請求権(児童手当法第23条による)を残すのみとなる。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 平成22年度からは、児童手当が子ども手当となり、支給金額の増額や支給対象児童の年齢拡大が行われた。 今後は、子ども手当の円滑な支給に努めていく。	
行 事 本 部 評 価	総合評価	
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	